

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年八月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師

功

路 線 名	県道東松山鴻巣線
供用開始の区間	東松山市新宿町二八番地先から 同市新宿町二八番地先まで
供用開始の期日	平成三十年八月二十一日
備 考	平成三十年八月二十一日付 け埼玉県東松山県土整備事 務所長告示第六号で告示し た道路予定区域の供用開始 である。延長一三・一一メ ートル。